

効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針(案) について市民の皆様の御意見を伺います

～ 皆様の御意見をお寄せください ～

本市では、同報系防災行政無線をはじめ、防災ポータルサイトや防災アプリ、登録制メール、各種SNS媒体等を活用して、防災情報の配信を行っています。

一方で、各種情報伝達手段の維持管理や整備には多くの費用を要することから、民間企業のノウハウ等も活用しながら、効率性を踏まえた伝達手段の多重化や費用面の最適化を図っていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、既存の伝達手段の有効活用を前提として、地域特性や各伝達手段の特徴、整備費用等を考慮し、今後の効率的・効果的かつ持続可能な防災情報発信に向けて基本方針(案)を取りまとめましたので、広く市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和5年11月28日(火)から令和5年12月27日(水)まで

※ 郵送の場合は、当日の消印まで有効です。

※ 持参の場合は、令和5年12月27日(水)の午後5時15分までとします。

2 意見の提出方法

住所、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、住所又はメールアドレス)を明記の上、次のいずれかの方法により御提出ください。

(1) 川崎市ホームページ

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って、専用フォームメールを御利用ください。

(2) ファックス

FAX番号:044-200-3972 (川崎市危機管理本部危機管理部災害システム担当)

(3) 郵送又は持参

・郵送:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市危機管理本部危機管理部災害システム担当

・持参:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎6階

川崎市危機管理本部危機管理部災害システム担当

3 資料の閲覧場所

ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎2階)、危機管理本部危機管理部災害システム担当(川崎市役所本庁舎6階)

4 その他の留意事項等

(1) 意見書の氏名及び連絡先は、意見内容を確認する場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、川崎市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

(2) お寄せいただいた御意見に対して、個別には回答いたしません。市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、ホームページで公表します。

(3) 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けておりませんので、あらかじめ御了承ください。

[問合せ先]

川崎市危機管理本部危機管理部 神庭(かにわ)

電話番号:044-200-2900